

第1編【洪水災害】

1 避難情報の発令対象とする洪水等

＜対象（立退き避難が必要な災害の事象）＞

- ① 河川が氾濫した場合に、氾濫流が直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合
* 具体的な区域や河岸侵食の幅の設定に参考になる情報として、道が「家屋倒壊等氾濫想定区域」を指定しており、屋内安全確保の適否判断に資するものである。
- ② 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合
* 住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要である。
- ③ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

＜避難情報の発令対象としない水路・下水道等の条件＞

- ・ 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- ・ 河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・ 地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ばないと想定される場合

2 避難情報の発令対象区域

《水位周知河川》

水位周知河川では、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、避難情報の発令対象区域を設定する。

洪水浸水想定区域は、各地点で想定される最大浸水深を公表しているものである。河川状況や、決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件を考慮して避難情報を発令するため、市は、あらかじめ洪水規模別（計画規模、想定最大規模）に浸水が想定される区域を河川事務所等から入手し、ハザードマップを作成する。

《その他河川等》

その他河川等については、水防法に基づき公表されている想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を基本に、避難情報の発令対象区域を設定する。

なお、この洪水浸水想定区域図は、河川断面などの詳細な調査をしていない簡便な手法によって作成されているため、浸水範囲や浸水深などは概略で示されており、表示以上の浸水深になることや浸水が予想されていない箇所でも浸水が起こる可能性がある。

したがって、それぞれの河川特性や過去の浸水状況等を考慮し、地域の水害危険性の周知に関するガイドライン（第2版）（平成30年12月）を活用して区域設定を行う。

3 避難情報の発令を判断するための情報

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル2。	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれのある場合に発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	https://www.bousai-hokkaido.jp/ 《気象庁ホームページ》 https://www.jma.go.jp/jma/
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル2。	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》 《気象庁ホームページ》
洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》 《気象庁ホームページ》
水位到達情報（河川）	国土交通省 北海道	水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）について「現況」の洪水危険度が発表される。	《川の防災情報》 https://www.river.go.jp/ 《市町村向け川の防災情報》 https://city.river.go.jp/
水位到達情報（下水道）	北海道 市町村	内水氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する下水道として指定された下水道において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》
流域雨量指数の6時間先までの予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。水位周知河川及びその他河川において、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断に活用できる。	《気象庁ホームページ》
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度を表す面的分布情報。1km四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。	《気象庁ホームページ》
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水害発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。	《気象庁ホームページ》
今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）	気象庁	現時刻までの前1時間雨量の分布及び15時間先までの1時間ごとの予測雨量分布を表示したもの。	《気象庁ホームページ》
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区气象台及び各地方气象台、測候所から適時発表される。	《気象庁ホームページ》

4 河川の水位と発表される洪水予報等

【水位周知河川の場合】

水位危険度レベル	水位	水位到達情報
レベル5	氾濫の発生	胆振幌別川・来馬川氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報 [洪水])
レベル4 (危険)		
レベル3 (警戒)	氾濫危険水位	胆振幌別川・来馬川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報 [洪水])
レベル2 (注意)	避難判断水位	胆振幌別川・来馬川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報 [洪水])
レベル1	氾濫注意水位	胆振幌別川・来馬川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報 [洪水])
	水防団待機水位	

※ それぞれの水位への到達時間が接近している場合など、発表が困難な場合も考えられるため、氾濫注意水位（レベル2水位）、避難判断水位（レベル3水位）への到達情報、氾濫発生情報は必ず発表されるものではない。

○情報の名称等

■水位

水位	内容
氾濫注意水位 【レベル2水位】	水防団の出動の目安、水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位
避難判断水位 【レベル3水位】	警戒レベル3高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位
氾濫危険水位 【レベル4水位】	警戒レベル4避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

■水位到達情報の発表

水位到達情報	内容
氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報 [洪水])	・ 氾濫が発生したとき
氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報 [洪水])	・ 氾濫危険水位に到達したとき
氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報 [洪水])	・ 避難判断水位に到達したとき
氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報 [洪水])	・ 氾濫注意水位に到達したとき

5 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区 分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>災害対策基本法第56条第2項</p> <p>市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。</p>	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>災害対策基本法第60条第1項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p>	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>災害対策基本法第60条第3項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。</p>	<p>命の危険、直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

6 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

※各河川及び水位観測所は、参考資料：主要水位・雨量観測所一覧のとおり

(1) 胆振幌別川（幌別ダムの下流）《水位周知河川》

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 胆振幌別川の水位観測所（来福橋）の水位が、避難判断水位（レベル3）である1. 93mに到達した場合 胆振幌別川の水位観測所（来福橋）の水位が、氾濫注意水位（レベル2）である1. 76mを超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> 上流の水位計（小平岸橋）の水位が急激に上昇している場合 胆振幌別川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） 上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 	<p>【計画規模】</p> 中央町1～6丁目 常盤町5丁目 富士町1～4・6丁目 柏木町1・4丁目 新川町1～4丁目 緑町1～4丁目 桜木町1～6丁目 片倉町3～6丁目
【警戒レベル4】 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 胆振幌別川の水位観測所（来福橋）の水位が、氾濫危険水位（レベル4）である2. 22mに到達した場合 胆振幌別川の水位観測所（来福橋）の水位が、避難判断水位（レベル3）である1. 93mを超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> 上流の水位計（小平岸橋）の水位が急激に上昇している場合 胆振幌別川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） 上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 幌別ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） <p>※夜間・未明であっても、発令基準1～4に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 (災害が切迫)</p>	<p>【想定最大規模】</p> 千歳町1丁目 幌別町1・3・5丁目 中央町1～7丁目 常盤町1・2・4・5丁目 富士町1～7丁目 柏木町1・2・4丁目 新川町1～4丁目 緑町1～4丁目 桜木町1～6丁目 片倉町2～6丁目 大和町1丁目 若山町1丁目
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ol style="list-style-type: none"> 胆振幌別川の水位観測所（来福橋）の水位が、氾濫開始相当水位である3. 15mに到達した場合 胆振幌別川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する。） (災害発生を確認) 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） 	<p>※本河川の両河岸は、「家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）」とされており、洪水時に河岸が浸食された場合、家屋の倒壊・流出等の危険性があるため、早めの立退き避難が必要な区域です。</p>

(2) 胆振幌別川（幌別ダムの上流）《その他河川等》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 登別市に洪水警報が発表され、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①胆振幌別川（幌別ダムの上流）の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	鉱山町
【警戒レベル4】 避難指示	1 登別市に洪水警報が発表され、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①胆振幌別川（幌別ダムの上流）の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（紫）」（警戒レベル4相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準1～2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 胆振幌別川（幌別ダムの上流）の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） 2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） (災害発生を確認) 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	

(3) 来馬川（新登喜和橋（道道728号線）の下流）《水位周知河川》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 1 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、避難判断水位（レベル3）である3.51mに到達した場合 2 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、氾濫注意水位（レベル2）である3.01mを超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①来馬川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ②上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 	「(1) 胆振幌別川《水位周知河川》」と同様
【警戒レベル4】 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、氾濫危険水位（レベル4）である3.70mに到達した場合 2 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、避難判断水位（レベル3）である3.51mを超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①来馬川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測値で洪水警報基準を大きく超過する場合） ②上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 幌別ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 5 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） <p>※夜間・未明であっても、発令基準1～4に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p>	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>(災害が切迫)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、氾濫開始相当水位である5.38mに到達した場合 2 来馬川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） 3 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） <p>(災害発生を確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） 	

(4) 来馬川（新登喜和橋（道道728号線）の上流）《その他河川等》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 登別市に洪水警報が発表され、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①来馬川（新登喜和橋の上流）の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ②上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	柏木町5丁目 常盤町6丁目
【警戒レベル4】 避難指示	1 登別市に洪水警報が発表され、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①来馬川（新登喜和橋の上流）の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測値で洪水警報基準を大きく超過する場合） ②上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準1～2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 来馬川（新登喜和橋の上流）の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） 2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） (災害発生を確認) 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	

(5) 登別川≪その他河川等≫

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1 登別川の水位観測所（登別橋）の水位が、氾濫注意水位である7.80mに到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①登別川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>【想定最大規模】 登別本町1～3丁目 登別東町1～5丁目 登別港町1・2丁目 中登別町（紀文台地区） カルルス町</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1 登別川の水位観測所（登別橋）の水位が、氾濫危険水位である8.68mに到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①登別川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準1～2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p>	
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>(災害が切迫)</p> <p>1 登別川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）</p> <p>2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p>	

(6) クスリサンベツ川≪その他河川等≫

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1 クスリサンベツ川の水位計（弥生橋）の水位が、観測開始水位である －2.61mに到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①クスリサンベツ川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>登別温泉町</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1 クスリサンベツ川の水位計（弥生橋）の水位が、危険水位である －0.60mに到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①クスリサンベツ川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（紫）」（警戒レベル4相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準1～2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p>	
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>(災害が切迫)</p> <p>1 クスリサンベツ川の水位計（弥生橋）の水位が、氾濫開始水位である 0.00mに到達した場合 2 クスリサンベツ川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） 3 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 5 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞込むこと）</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>6 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p>	

(7) ポンアヨロ川≪その他河川等≫

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 ポンアヨロ川の水位計（明星橋）の水位が、観測開始水位である － 2.63m に到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇 のおそれがある場合 ①ポンアヨロ川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」 （警戒レベル3相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数が実況 又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う 前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 （夕刻時点で発令）	登別東町3～5丁目 中登別町
【警戒レベル4】 避難指示	1 ポンアヨロ川の水位計（明星橋）の水位が、危険水位である－ 0.60m に到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれ がある場合 ①ポンアヨロ川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（紫）」 （警戒レベル4相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数が実況 又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線 や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕 刻時点で発令） 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風 等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想され る場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表 後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準1～2に該当する場合は、躊躇なく避難 指示を発令する。	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 ポンアヨロ川の水位計（明星橋）の水位が、氾濫開始水位である 0.00m に到達した場合 2 ポンアヨロ川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫 (黒)」(警戒レベル5相当情報「洪水」)が出現した場合（流域雨量指数が 実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） 3 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のお それが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停 止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定す る） 5 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害） は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発 令対象区域は適切に絞込むこと） (災害発生を確認) 6 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把 握できた場合）	

(8) 鷺別川・上鷺別富岸川≪その他河川等≫

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1 鷺別川の水位観測所（上鷺別橋）の水位が、氾濫注意水位である 2. 35mに到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①鷺別川又は上鷺別富岸川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ②鷺別川又は上鷺別富岸川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>鷺別町1～6丁目 美園町1～6丁目 若草町1～4丁目 栄町1・3丁目 新生町1・3丁目</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1 鷺別川の水位観測所（上鷺別橋）の水位が、氾濫危険水位である 3. 00mに到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①鷺別川又は上鷺別富岸川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（紫）」（警戒レベル4相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ②鷺別川又は上鷺別富岸川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準1～2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p>	
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>(災害が切迫)</p> <p>1 鷺別川又は上鷺別富岸川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） 2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p>	

(9) 富岸川・西富岸川《その他河川等》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1 富岸川の水位観測所（富徳橋）の水位が、氾濫注意水位である4.92mに、又は西富岸川の水位計（西富岸橋）の水位が、観測開始水位である1.54mに達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①富岸川又は西富岸川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>富岸町1～3丁目 若山町3・4丁目 栄町1～4丁目 若草町1～4丁目 新生町1～4丁目 大和町2丁目 美園町2丁目 鷺別町3～6丁目 富岸町</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1 富岸川の水位観測所（富徳橋）の水位が、氾濫危険水位である5.61mに、又は西富岸川の水位計（西富岸橋）の水位が、観測開始水位である0.60mに到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①富岸川又は西富岸川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（紫）」（警戒レベル4相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準1～2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p>	
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>(災害が切迫)</p> <p>1 富岸川又は西富岸川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）</p> <p>2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞込むこと）</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p>	

(10) 岡志別川<<その他河川等>>

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1 岡志別川の水位観測所（うぐいす3号橋）の水位が、氾濫注意水位である12.89mに到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①岡志別川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>幌別町7・8丁目 千歳町2・4～6丁目 千歳町</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1 岡志別川の水位観測所（うぐいす3号橋）の水位が、氾濫危険水位である13.49mに到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①岡志別川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（紫）」（警戒レベル4相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準1～2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p>	
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>(災害が切迫)</p> <p>1 岡志別川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） 2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞込むこと）</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p>	

※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

7 避難情報の解除基準

《水位周知河川》

水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

《その他河川等》

当該河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として解除するものとする。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
室蘭地方気象台 【0143-22-4249】 【0143-22-0002】	・気象の警報等に関する事項。
室蘭開発建設部 ・防災課 【0143-25-7052】	・国管理河川施設に関する事項。 ・災害対策用機材等の地域への支援に関する事項。 ・保有するリアルタイムの情報に関する事項。
胆振総合振興局室蘭建設管理部 ・治水課 【0143-24-9544】 ・維持管理課 【0143-24-9542】 ・登別出張所 【0143-85-2311】	・道管理河川施設に関する事項。 ・保有するリアルタイムの情報に関する事項。
胆振総合振興局地域創生部 ・危機対策室 【0143-24-9570】	・災害情報及び被害情報に関する事項。 ・避難対策に関する事項。

9 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務部 総務グループ	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		エリアメール (docomo) 緊急速報メール (au、softbank、Rakuten)	市内に滞在する携帯電話保持者
	FMびゅー (割り込み放送)		聴取者
	防災行政無線 (同報系)		住民等
	X (旧：ツイッター)		PCユーザー等
	登録制メール (登別市防災メール)		事前登録者
	電話等	胆振総合振興局 室蘭開発建設部 室蘭地方気象台 室蘭警察署 陸上自衛隊第71戦車連隊 陸上自衛隊幌別駐屯地司令 連合町内会	
総務部 秘書広報グループ	ホームページ、Facebook、LINE		PCユーザー等
市民生活部 市民協働グループ	電話等		連合町内会
保健福祉部 教育委員会	電話等		要配慮者利用施設 (※)
消防本部	消防車		住民等 (巡回ルート)
	電話等		消防団
災害対策本部で決定	広報車		住民等 (巡回ルート)

※ 要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

10 避難情報の伝達文

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文例（防災行政無線・広報車など）

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ ●●川が増水し、氾濫するおそれがあるため、●●川の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- ・ 対象区域は、●●町●●丁目、●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・です。
- ・ ハザードマップを確認し、浸水のおそれのある区域にいる高齢者や障がいのある方など、避難に時間がかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ・ ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。（※1）
- ・ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- ・ 特に、急激に水位が上昇しやすい河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
- ・ なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文例（防災行政無線・広報車など）

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ ●●川が増水し、氾濫するおそれが高まったため、●●川の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- ・ 対象区域は、●●町●●丁目、●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・です。
- ・ ハザードマップを確認し、浸水のおそれのある区域にいる方は、今すぐ避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。
- ・ ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。（※1）
- ・ ただし、避難場所等への立ち退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、身の安全を確保してください。（※2）
- ・ なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文例（防災行政無線・広報車など）

(河川氾濫が切迫している状況)

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ ●●川が増水し既に堤防を越え氾濫しているおそれがあります！
- ・ ●●川の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- ・ 対象区域は、●●町●●丁目、●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・です。
- ・ 避難場所等への立ち退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- ・ なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(河川氾濫を確認した状況)

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ ●●川の水位が●●付近で堤防を越え氾濫が発生したため、●●川の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。(※3)
- ・ 対象区域は、●●町●●丁目、●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・です。
- ・ 避難場所等への立ち退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)
- ・ なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

※1 この呼びかけを行うにあたっては、次の①～③の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。

① 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと。

② 自宅・施設等に浸水しない居室があること。

③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可）を許容できること。

※2 警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等、状況に応じてこのような伝達も行う。

※3 災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

内水氾濫による避難を伝達する場合は、地下街等の地下空間や低い土地にいる人へ、危険な場所からの避難を呼びかける。

【広報車で広報を行う際の留意事項】

- ・ ハザードランプを点灯させ道路左側を低速（時速5キロ～10キロ）で走行しながら実施する。
主要な箇所まで停車して広報を行うことも有効である。
- ・ 伝達文例を読み上げる際は、焦らずにゆっくりと読み上げると聞こえやすい。
- ・ 道路の陥没や、マンホールなど二次災害の危険性もあるため冠水した道路の走行や、泥濘でスタックする危険性もあるため道路状況の確認を充分に行う。

(4) 【警戒レベル3】高齢者等避難の緊急速報メールの文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど）

登別市：警戒レベル3 高齢者等避難

●●／●● ●●：●● 高齢者等避難発令

対象地域：●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・

避難所：●●小学校、●●会館

理由：●●川氾濫のおそれ

備考：上記対象地域にいる高齢者や障がいのある人など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。詳細は、テレビ・ラジオ等でご確認ください。

(5) 【警戒レベル4】避難指示の緊急速報メールの文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど）

登別市：警戒レベル4 避難指示

●●／●● ●●：●● 避難指示発令

対象地域：●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・

避難所：●●小学校、●●会館

理由：●●川氾濫のおそれ

備考：上記対象地域にいる方は、今すぐ避難場所や安全な親戚・知人宅等へ避難してください。避難場所等への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。詳細は、テレビ・ラジオ等でご確認ください。

※ ~~~~~線部分は、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等、必要に応じて伝達する。

(6) 【警戒レベル5】緊急安全確保の緊急速報メールの文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど）

登別市：警戒レベル5 緊急安全確保

●●／●● ●●：●● 緊急安全確保発令

対象地域：●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・

避難所：●●小学校、●●会館

理由：●●川氾濫のおそれ（又は発生）

備考：上記対象地域にいる方は、直ちに安全な場所に避難してください。

立退き避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。詳細は、テレビ・ラジオ等でご確認ください。

参考資料：主要水位・雨量観測所一覧

【水位周知河川】

水系名	河川名	水位 観測所	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫開始 相当水位	雨量観測所
		水位計 設置場所	観測開始 水位	—	危険水位	氾濫開始 水位	
胆振幌別川	胆振幌別川	来福橋	1.76 m	1.93 m	2.22 m	3.15 m	小平岸橋
		小平岸橋	-3.18 m	—	-0.60 m	0.00 m	
胆振幌別川	来馬川	相生橋	3.01 m	3.51m	3.70 m	5.38 m	相生橋
		—	—	—	—	—	

【その他の二級河川】

水系名	河川名	水位 観測所	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫開始 相当水位	雨量観測所
		水位計 設置場所	観測開始 水位	—	危険水位	氾濫開始 水位	
胆振幌別川	胆振幌別川	—	—	—	—	—	鉦山町鉦山 橋付近
		—	—	—	—	—	
登別川	登別川	登別橋	7.80 m	—	8.68 m	—	登別橋
		—	—	—	—	—	カルルス町
クスリサン ベツ川	クスリサン ベツ川	—	—	—	—	—	登別温泉町 五色橋
		弥生橋	-2.61 m	—	-0.60 m	0.00 m	
ポニアヨロ 川	ポニアヨロ 川	—	—	—	—	—	明星橋
明星橋	-2.63 m	—	-0.60 m	0.00 m			
鷺別川	鷺別川	上鷺別※	2.35 m	—	3.00 m	—	若草町めい きょう橋
		—	—	—	—	—	
上鷺別富岸 川	上鷺別富岸 川	美園町歩 道橋※	—	—	—	—	若草町めい きょう橋
		—	—	—	—	—	
富岸川	富岸川	富穂橋※	4.92 m	—	5.61 m	—	—
		—	—	—	—	—	
西富岸川	西富岸川	—	—	—	—	—	—
		西富岸橋※	-1.54 m	—	-0.60 m	0.00 m	
岡志別川	岡志別川	うぐいす 3号橋※	12.89 m	—	13.49 m	—	—
		—	—	—	—	—	

※ 水位観測所／水位計設置場所の欄の*印は、河川カメラ設置場所を示す。

※ 水位観測所、水位計及び雨量観測所の所管事業者は、カルルス町の雨量観測所を除き室蘭建設管理部が所管する。